

## 証券決済の国際基準

調査部長 森 純一

### (1) 大事な決済の安全性

どんなスポーツにもルールがある。特に昨今のように国内競技にも世界の選手が参加するならば、そのルールは世界のルールに従わねばならない。

さて金融界にも世界のルールがある。特に国境をまたぐ取引が増え、資金が世界中の金融市場を走り回るグローバル化の時代には、世界共通のルールが必要だ。

国際金融の世界に限らず、さまざまな資金の支払いや受け取りが安全確実に受け取れることは、世の中の基本である。これが崩れてしまえば、どのような金融技術もまったく意味をなさないことになってしまう。

たとえば個人の投資家が外貨建ての投資信託を購入したとしよう。投資されたお金は投資信託の運用会社がたとえば米国や、欧州に送金をして、目的の債券を購入して運用することになる。もしこのお金が無事に債券と交換されないとすれば、海外への投資は怖くて誰もできなくなってしまう。

### (2) 国際的な基準の作成

このような不安をなくし、たとえば国境を超えた投資が安心して行えるような仕組みや国際的な標準を作っているのが、BIS や、IOSCO という金融に関わる国際的な組織である。

BIS(国際決済銀行)は世界の主要中央銀行が集まっている組織だが、ここに支払い・決済システム委員会(CPSS)が置かれている。CPSSでは、G10諸国の中央銀行が一緒になって支払い・決済の仕組みの発展をモニターしたり、分析したりしている。そしてこの委員会ではさまざまな決済についての基準づくりに取り組んできた。

また IOSCO は、100以上の国などの証券市場監督者から組織されており、国内や国際的な証券市場をどうやって効率的な健全な市場としていくかの、基準づくりに取り組んできている。

日本からは BIS には日本銀行が、IOSCO には金融庁がそれぞれ参加している。

本年11月に BIS と IOSCO が共同して、「証券決済システムのための勧告」という文書を公表した(注1)。これがこれからの証券決済システムの世界の基準となる。

この勧告は 19 項目にわたり、たとえば証券取引を行った場合には、取引当事者間で取引の当日中に、取引の約定を確認すること、あるいは証券決済は DVP(注 2)の資金取引と結びつくことなど、安全で効率的な決済のためのポイントが取りまとめられている。

IOSCO の勧告の背景には長い関係者の努力がある。すでに 1989 年には G30 が証券決済についての「G30 勧告」をまとめている。IOSCO の今回の勧告は G30 勧告が決済の仕組みや、事務処理に重きをおいていたのに対し、さらにガバナンスや、透明性、システム監督のあり方など、運営や、監督により重点をおいている。

このような基準のなかには、日本でも十分実現していないことが含まれている。たとえば証券の保管を集中保管機構で行うことを定めているが、日本では実現していない。

### (3) 日本の役割

このような BIS や、IOSCO の基準に日本はどのような役割を果たすべきだろうか。一つは基準づくりへの積極的な関与である。基準を作る上で、国内のみならずアジア諸国への配慮も行いながら、基準を作ることに積極的な関与をすべきだろう。そして基準が出来上がれば、この基準を積極的に推進することが大事だ。日本人はえてして過去のやり方にとられることも多いが、世界中の金融界の知恵を出して作られている基準には深い知恵がある。これを取り入れ、過去にとられず国内金融システムを思い切って変えていくことも必要である。

(注 1) この文書は BIS のインターネットから英文の原文をダウンロードすることもでき翻訳も日本銀行のホームページに掲載されている。

<http://www.bis.org/publ/cpss46.htm>

[http://www.boj.or.jp/set/set\\_f.htm](http://www.boj.or.jp/set/set_f.htm)

(注 2) Delivery versus Payment の略。現金と証券の決済を同時に行うこと。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2001 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>